対象期間を令和4年3月31日
までに再延長しました！！

町内会や学校で

バスを使おう!

島 根 県

手続き

県内に営業所がある
貸切バス会社・レンタカー会社

旅行代理店

最寄りのバス会社などに相談

どちらでもOK!

利用者（島根県民）

県内移動の企画

視察・研修や
練習試合など
バスで県内を
移動したい

★貸切バス利用の場合は、
バス会社等が手続きを行います。
★レンタルバス利用の場合は、
利用者が県に直接申請してください。

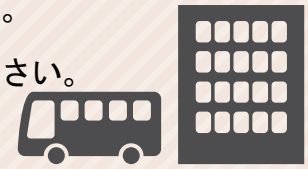

島根県が **貸切バス運賃の２分の１** を補填しますので、

利用者は 2分の1 の負担で 借上げ可能

1契約あたり
上限15万円まで

高速代、駐車場代、消費税額等は補助対象外

対象となる移動

- 県内の異なる市町村を出発・目的地（例：出雲～浜田）とする貸切バスの運行。
  （隠岐地区は、同一市町村内の移動でも対象となります。県外が目的地に含まれる場合は対象外です。）
- 県内旅行だけでなく、視察・研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等にもご利用いただけます。
- 利用申込者は島根県民の方に限ります。
- 乗車定員11名以上のバスが対象です。

●2021年4月1日（木）以降に出発し、2022年3月31日（木）までの帰着分が対象。
当面は12月31日（日）までの移動について受け付けします。
※対象期間については県交通対策課ホームページでお知らせします。
●原則として、土日祝日を除く利用の3日前に申請書が県に届くよう、早めにご相談ください。

自治会の旅行をはじめ、学校の遠足や部活動、保育所の園外活動、公民館の研修などにご利用いただいています。

是非この機会に、県内各地を訪れていただき、地域の魅力を再発見してください。

お問い合わせ先 島根県交通対策課
0852-22-6156
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html